

森づくり基本計画の検討

基本理念1「公益的機能が発揮される森づくり」の具体的計画

1 当理念の基本方針（令和6年度第2回森づくり委員会）

- 公益的機能のうち、**水源涵養機能と土砂災害防止機能／土壌保全機能**（以下、土砂災害防止機能等）の向上を目的
- 下層植生の繁茂と根の発達を目指して、特に**人工林の間伐**を行う
 - 下層植生の回復（健全化）** 1,000 本/ha
 - 下層植生の維持（健全性の維持）** 最大 50%の間伐率
- 人工林がまとまって分布する、**市の東側を戦略的に実施**（図1；人工林率 30%以上の大字；（仮）人工林優占ゾーン）

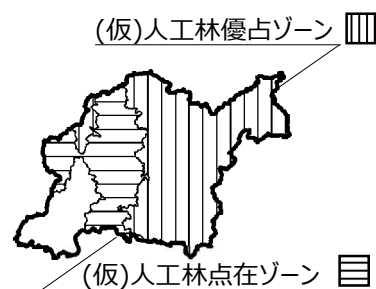


図1 市全域のゾーン分け

2 現 状

- 市内私有林人工林** 約 **27,000 ha**（公有林除く、市全域）
- 実績 森づくり会議 123 会議
森づくり団地 18,524 ha（R7）/**会議内の人工林 22,000ha**
間伐面積 19,737 ha（R7 暫定）
健全化 15,699 ha（R7 暫定）
- 見込 **既存森づくり会議内**
団地化 R9年度末 20,000 ha
（残り約 2,000 ha、当初計画通り）
～R14 22,000 ha（完了）
健全化 ～R25 22,000 ha（完了）

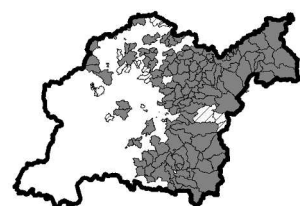


図2 森づくり会議区域（灰色）
斜線は公有林

3 課 題

- 地域森づくり会議が無い地域（以下、**会議エリア外**）の**人工林 5,000 ha は健全化の見込みが立っていない**
 - うち、（仮）人工林優占ゾーン 3,000 ha
（仮）人工林点在ゾーン 2,000 ha
 - （仮）人工林点在ゾーンは人工林が小規模かつ点在しているが、学校や病院、家屋などが多く、山腹崩壊や土石流、流木が発生した際に被害が発生しやすい箇所も存在**（図3）



図3 家屋の背後にある人工林(斜線)

4 今後 10 年間の具体的計画案

（1）集約化と間伐の実施

- 今後 10 年間は人工林の**健全化を中心**
- 会議エリア外においても、集約化を行い、健全化を図る**
 - ただし、ゾーンごとに対象を絞りつつ、市が主体で実施**

会議エリア		内	外 (NEW)	
ゾーン		－	(仮) 人工林優占ゾーン	(仮) 人工林点在ゾーン
目 的		水源涵養機能+ 土砂災害防止機能等	水源涵養機能+ 土砂災害防止機能等	土砂災害防止機能等
集約化	全 域	2,000 ha	3,000 ha	2,000 ha
	10 年間の実施箇所	全域 2,000ha (500ha/年)	水道区域^{※1}と山危地区^{※2}の重複箇所 400ha (40ha/年)	各山危地区のうち、人工林 5ha 以上の区域 140ha (14ha/年)
	主 体	地域森づくり会議、森林組合、市	市	
	手 法	団地化	委託による集約化 (森林経営管理制度 ^{※3} 等の活用も検討)	
間伐	期 間	R10～R14	R10～R19	
	費 用 ^{※4}	8,000 万円 (4 万円/ha)	1 億 4400 万円 (36 万円/ha)	5,040 万円 (36 万円/ha)
	期 間 面 積	R10～R25 7,000ha (R9 以前に集約化した過密人工林等を含む)	R11～R30 400ha	140ha
	費 用 ^{※4}	33 億 6,000 万円 (56 万円/ha)	2 億 2,400 万円 (56 万円/ha)	7,840 万円 (56 万円/ha)

※1 水道水源保全区域の略。取水施設の集水区域。水量の確保と水質の保全を図る

※2 山地災害危険地区の略。山腹の崩壊や渓流からの土砂流出等により、災害が発生するおそれのある箇所のうち、人家や公共施設などへの影響の大きい地区

※3 市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営体に再委託、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度

※4 令和7年度単価で算出。ただし、間伐についてはすべて切置きの場合

（2）モニタリングによる間伐効果の検証

- 間伐が下層植生の繁茂度合い（H20～）と水源涵養機能（H27～）に及ぼす影響について継続的なモニタリング調査を行い、施策にフィードバック
- シカが下層植生に及ぼす影響について調査を追加 (NEW)**